各 位

会 社 名 日 本 精 機 株 式 会 社 代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 永井 正二 (コード番号 7 2 8 7 東証第2部) 問合 せ 先 取締役総務部ゼネラル・マネジャー 山崎 隆一 TEL (0 2 5 8) 2 4 3 3 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月28日に開催予定の第61回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.変更の理由

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」 (平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に定めること によって可能となる事項について次のとおり当社定款を変更するものであります。

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

必要に応じて、株主総会参考書類等の一部につき、インターネットを利用した方法により、 紙幅の制約にとらわれずに株主の皆様に充実した情報の開示を行えるよう、変更案第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

株主総会における議決権の代理行使について、代理人の人数を明確にするため、変更案第19条(議決権の代理行使)を変更するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその 承認を行うことができるよう、変更案第26条(取締役会の決議の省略)を新設するもので あります。

- (2)上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な定めの加除・修正および移設等を行うとと もに、この機会に定款の定めの見直しを行い、表現の変更・条数の整備等、全般にわたり所要 の変更を行うものであります。
- 2.変更の内容

別紙のとおりであります。

3.今後の日程

定時株主総会開催予定日 平成18年6月28日 定款変更の効力発生日 平成18年6月28日

以上

(下線は変更部分を示します)

案

現行定款

(新設)

(機 関)

- 第 4 条当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

第<u>5</u>条 当会社の<u>公告方法</u>は、電子公告<u>とす</u> <u>る</u>。ただし、事故その他やむを得ない 事由<u>によって電子公告による公告をす</u> <u>ることができない場合</u>は、日本経済新 聞に掲載して行う。

(発行可能株式総数)

第<u>6</u>条 当会社の<u>発行可能株式総数</u>は、 22,000万株とする。

(発行する株式の総数)

掲載する。

(公告の方法)

第<u>5</u>条 当会社の<u>発行する株式の総数</u>は、 22,000万株とする。<u>ただし、株</u> 式の消却が行われた場合は、これに相 当する株式数を減ずる。

第 4 条 当会社の公告は、電子公告によりこれ

を行う。ただし、電子公告を行うこと

ができない事故その他のやむを得ない

事由が生じたときは、日本経済新聞に

(新設)

<u>(株券の発行)</u>

第7条当会社は、株式に係る株券を発行する。

(削除)

(取締役会決議による自己株式の買受け)

第 6 条 第 2 号の規定により、取締役会の決議 をもって自己株式を買受けることがで きる。

(<u>1単元の株式の数及</u>び単元未満株券の不発行) 第<u>7</u>条 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は、 1,000株とする。

2.当会社は、<u>1単元に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)を表示した</u>株券を発行しない。

(新設)

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

- 第<u>8</u>条 当会社の<u>単元株式数</u>は、1,000株 とする。
 - 2. 当会社は、<u>前条の規定にかかわらず、</u> <u>単元未満株式に係る</u>株券を発行しない。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 国じ。)は、その有する単元未満株式 について、次に掲げる権利以外の権利 を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる 権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による 請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当ておよび募集新株予約権の割当 てを受ける権利

(株式取扱規程)

第<u>8</u>条 当会社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の</u>買取および買増請求または株券の再交付、その他株式に関する<u>手続ならびに</u>手数料<u>について</u>は、取締役会において定める株式取扱規程による。

(名義書換代理人)

- 第<u>9</u>条 当会社は<u>株式につき名義書換代理人</u>を 置く。
 - 2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場 所は取締役会の決議によって<u>選定し</u>、 公告する。
 - 3. 当会社の株主名簿、<u>実質株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取および買増請求、株券の再交付、その他株式</u>に関する事務は<u>名義書換代理人に取扱わせ</u>、当会社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

- 第10条 当会社は毎決算期日現在の株主名簿に 記載または記録された株主(実質株主 名簿に記載または記録された実質株主 を含む。以下同じ。)をもって、その決 算期に関する定時株主総会において権利 を行使すべき株主とする。
 - 2.前項のほか、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日を定めてその日の株主名簿に記載または記録された最終の株主および登録質権者をもって、権利を行使すべき株主および登録質権者とする。

(単元未満株式の買増請求)

第11条 <u>単元未満株式を有する</u>株主は、その単元 未満株式の数と併せて<u>1単元の株式数</u>と なる<u>べき</u>数の株式を<u>自己に</u>売り渡す<u>べき</u> 旨を当会社に請求することができる。

変 更 案

(4) 次条に定める請求をする権利

(株式取扱規程)

第<u>12</u>条 当会社の株式に関する<u>取扱いおよび</u>手 数料は、<u>法令または本定款のほか、</u>取 締役会において定める株式取扱規程に よる。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場 所は<u>、</u>取締役会の決議によって<u>定め</u>、 これを公告する。
 - 3.当会社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(削除)

(削除)

(単元未満株式の買増し)

第10条 <u>当会社の</u>株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、</u>その<u>有する</u>単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数</u>となる数の株式を売り渡す<u>こと</u>を請求することができる。

(招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集する。

<u>2. 臨時株主総会は必要ある場合に随時に招</u> 集する。

(新設)

(新設)

(招集者および議長)

- 第<u>13</u>条 株主総会は<u>法令に別段の定めがある場合</u> <u>を除き、取締役会の決議に基づき</u>取締役 社長が招集しその議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会 <u>の決議をもって</u>あらかじめ定めた順序に より他の取締役がこれにあたる。

(新設)

(決議の方法)

- 第<u>14</u>条 株主総会の決議は法令または定款に別段 の定めがある場合を除き、出席した<u>株主</u> の議決権の過半数をもって決する。
 - 2. 株主総会における商法第343条の定め によるべき特別決議は総株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって決する。

(議決権の代理行使)

第<u>15</u>条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 を代理人として議決権を行使することが できる。

(新設)

変 更 案

(招集)

第<u>13</u>条 <u>当会社の</u>定時株主総会は<u></u>毎年6月に <u>これを</u>招集<u>し、臨時株主総会は、必要</u> <u>あるときに随時これを招集する。</u> (削除)

(招集地)

第14条 当会社の株主総会は、新潟県長岡市で 開催する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準 日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第<u>16</u>条 株式総会は<u>、</u>取締役社長が<u>これを</u>招集 し、議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故<u>が</u>あるときは、取締役会<u>において</u>あらかじめ定めた順序に <u>従い、</u>他の取締役が<u>株主総会を招集</u> し、議長となる。
- <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と</u> みなし提供)
- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第<u>18</u>条 株主総会の決議は、法令または<u>本</u>定款 に別段の定めがある場合を除き、出席 した<u>議決権を行使することができる株</u> 主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. <u>会社法第309条第2項に定める</u>決議 は<u>、議決権を行使することができる株</u> 主の議決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の3分の2以 上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第<u>19</u>条 株主は<u>、</u>当会社の議決権を有する他の 株主<u>1名</u>を代理人として<u>、その</u>議決権 を行使することができる。
 - 2.株主または代理人は、株主総会ごとに 代理権を証明する書面を当会社に提出 しなければならない。

(定員)

第16条 当会社は取締役25名以内を置く。

(選 任)

第17条 取締役は株主総会において選任する。

- 2. 取締役の選任<u>について</u>は、<u>総株主</u>の議決 権の3分の1以上を有する株主<u>の</u>出席<u>を</u> 要する。
- 3. 取締役の選任決議<u>について</u>は、累積投票 によらない。

(任期)

第<u>18</u>条 取締役の任期は、<u>就任</u>後 1 年内<u>の最終の</u> <u>決算期に</u>関する定時株主総会の終結の<u>と</u> きまでとする。

(取締役会)

第19条 取締役会は取締役をもって組織する。 (招集者および議長)

- 第20条 取締役会は法令に別段の定め<u>が</u>ある場合を除き、取締役社長が招集し<u>その</u>議長となる。<u>ただし取締役社長事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ</u>定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
 - 2. 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の7日前までに発する。ただし緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 代表取締役は取締役会の決議をもって定める。
 - 2. 取締役会<u>の</u>決議<u>をもって</u>取締役会長、取 締役副会長および取締役社長各1名、取 締役副社長2名以内、専務取締役、常務 取締役および取締役相談役若干名を<u>置く</u> ことができる。

(新設)

変 更 案

(員 数)

第<u>20</u>条 当会社<u>の</u>取締役<u>は、</u>25名以内<u>とす</u> <u>る</u>。

(選任方法)

- 第<u>21</u>条 取締役は<u>株</u>主総会において選任する。
 - 2. 取締役の選任<u>決議</u>は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議</u>決権の過半数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第<u>22</u>条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに</u>関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。

(削除)

(取締役会の招集権者および議長)

- 第<u>24</u>条 取締役会は<u>、</u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が<u>これを</u>招集し、議長となる。
 - 2. <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役を招集し、議長となる</u>。

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>23</u>条 取締役会は、その決議によって代表取 締役を選定する。
 - 2. 取締役会<u>は、その</u>決議<u>によって</u>取締役 会長、取締役副会長および取締役社長 各1名、取締役副社長2名以内、専務 取締役、常務取締役および取締役相談 役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前 までに各取締役および各監査役に対し て発する。ただし、緊急の必要がある ときは、この期間を短縮することがで きる。
 - 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

(取締役会規程)

第<u>22</u>条 取締役会に関する事項<u>について</u>は、取締役 会において定める取締役会規程による。

(報酬および退職慰労金)

第<u>23</u>条 取締役の報酬<u>および</u>退職慰労金は株主総会 の決議により定める。

(定員)

第24条 当会社は監査役5名以内を置く。

(選 任)

第25条 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任<u>について</u>は、<u>総株主</u>の議決権 の3分の1以上有する株主<u>の</u>出席<u>を要す</u> る。

(任期)

第<u>26</u>条 監査役の任期は、<u>就任</u>後4年内<u>の</u>最終の<u>決</u> <u>算期</u>に関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>ま でとする。

> 2. 補欠<u>によって</u>選任された監査役の任期は、 退任した監査役の任期の満了<u>すべきとき</u>ま でとする。

(監査役会)

<u>第27条</u> <u>監査役会は監査役全員をもって組織する。</u> (招 集)

第28条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し会</u> 日の7日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは<u>これ</u>を短縮することができる。

(新設)

(常勤監査役)

第<u>29</u>条 監査役はその<u>互選をもって</u>常勤監査役を<u>定</u> める。

変更案

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を 充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第<u>27</u>条 取締役会に関する事項は、<u>法令または</u> <u>本定款のほか、</u>取締役会において定め る取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金<u>その</u>他の職務執行の対価として当会社から 受ける財産上の利益(以下、「報酬 等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(員 数)

第<u>29</u>条 当会社<u>の</u>監査役<u>は、</u>5名以内<u>とする</u>。 (選任方法)

第<u>30</u>条 監査役は<u></u>株主総会において選任する。

2.監査役の選任<u>決議</u>は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主<u>が</u>出席<u>し、その議</u>決権の過半数をもって行う。

(任期)

第<u>31</u>条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち</u>最終の<u>もの</u>に関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠 として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(削除)

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで監査役会を開催す ることができる。

(常勤の監査役)

第<u>32</u>条 監査役<u>会</u>は<u></u>その<u>決議によって</u>常勤<u>の</u> 監査役を選定する。

現行定款

(監査役会規程)

第30条 監査役会に関する事項については、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬および退職慰労金)

第<u>31</u>条 監査役の報酬<u>および</u>退職慰労金は株主総会 の決議に<u>より</u>定める。

(新設)

(新設)

(新設)

(営業年度)

第<u>32</u>条 当会社の<u>営</u>業年度は毎年4月1日から翌年 <u>の</u>3月31日まで<u>とし、その営業年度末日</u> をもって決算期日とする。

(新設)

(利益配当金)

第<u>33</u>条 利益配当金は毎年3月31日<u>最終の株主名</u> 簿に記載または記録された株主または登録 質権者に対し支払う。

(新設)

(新設)

変 更 案

(監査役会規程)

第<u>34</u>条 監査役会に関する事項は、<u>法令または</u> <u>本定款のほか、</u>監査役会において定め る監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬、賞与、退職慰労金<u>その</u>他の職務執行の対価として当会社から 受ける財産上の利益(以下、「報酬 額」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(選任方法)

第36条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によっ</u> て選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内 に終了する事業年度のうち、最終のも のに関する定時株主総会の終結の時ま でとする。

2.前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査役会の同意を得て定める。

(事業年度)

第<u>39</u>条 当会社の<u>事</u>業年度は<u></u>毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項につ いては、法令に別段の定めのある場合 を除き、株主総会の決議によらず取締 役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第<u>41</u>条 <u>当会社の期末配当の基準日は、</u>毎年 3 月 3 1 日とする。

- 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9 月30日とする。
- 3.前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

現行定款	変 更 案
(中間配当金)	
第34条 当会社は取締役会の決議により、毎年9月 30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という。以下同じ)をすること	(削除)
<u>ができる。</u>	
(除斥期間) 第 <u>35</u> 条 利益配当金および中間配当金は、当会社が その支払を開始した日より満3年を経過し て受領されないときは、当会社はその支払 の義務を免れる。 2.未払の利益配当金および中間配当金には、 利息はつけ <u>ない。</u>	(配当金の除斥期間) 第42条 配当財産が金銭である場合は、その支 払開始の日から満3年を経過して <u>もな</u> お受領されないときは、当会社はその 支払義務を免れる。 (削除)